

地域建設業経営強化融資制度の運用について

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (債権譲渡人) 第4条 債権の譲渡人は、長崎県と契約を締結した中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）である元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体（以下「JV」という。）は元請企業の範囲外とする。 第5条～第16条 略 <u>附則</u> この運用は、平成21年1月5日から施行し、<u>平成28年</u>3月末日までの間に限り効力を有するものとする。	第1条～第3条 略 (債権譲渡人) 第4条 債権の譲渡人は、長崎県と契約を締結した中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）である元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体（以下「JV」という。）は元請企業の範囲外とする。 第5条～第16条 略 <u>付則</u> この運用は、平成21年1月5日から施行し、<u>平成27年</u>3月末日までの間に限り効力を有するものとする。